## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	さいたま市宇宙劇場の利用許可
根拠条例·規則名		さいたま市宇宙劇場条例
条項		第5条、第6条
所	管 部 課	教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話:048-881-1515)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	以下の要件に該当しないこと。 (1)公益を害する恐れがあるとき。 (2)管理上支障があるとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、宇宙劇場の設置の目的に反するとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	